

熊本県公報

第 1 2 2 2 7 号
平成 25 年 7 月 2 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 漁船保険義務加入同意の承認…………… (国体支援課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (社会福祉課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 3
- 公共測量の実施…………… (監理課) 4
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 5
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画課) 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (水産振興課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 平成 25 年度職業訓練指導員試験の実施…………… (産業人材育成課) 6
- 平成 25 年度第 1 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (熊本県公立大学法人評価委員会) 10
- 第 7 回荒瀬ダム撤去地域対策協議会の開催…………… (企業局荒瀬ダム撤去室) 10
- 参議院議員通常選挙における選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間の決定…………… (選挙管理委員会) 10

告 示

熊本県告示第 661 号
 次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 3 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。
 平成 25 年 7 月 2 日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県水俣市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 662 号
 次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 3

3 条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県水俣市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第663号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第3条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県水俣市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 魚つき
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第664号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第3条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県水俣市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第665号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認められるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
なお、平成21年7月3日熊本県告示第638号、平成21年7月3日熊本県告示第639号、平成21年7月3日熊本県告示第640号、平成21年7月3日熊本県告示第641号、平成21年7月3日熊本県告示第642号、平成21年7月3日熊本県告示第643号、平成21年7月3日熊本県告示第644号、平成21年7月3日熊本県告示第645号及び平成21年7月3日熊本県告示第646号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成25年7月2日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。
平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(加入区名)
大浜、滑石、横島、河内、松尾、日奈久、田浦、津奈木、島子

熊本県告示第 6 6 6 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 5 年 7 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発達支援センターどーなつ 玉名郡南関町大字関町 1 7 1 番地 3	一般社団法人こども発達支援センターどーなつ 熊本市中央区坪井一丁目 9 番 3 - 4 0 1 号 森田 邦裕	平成 2 5 年 7 月 1 日	4351100070	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 6 6 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 7 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
みふね眼科	名 称		平成 2 5 年 5 月 1 日
	のむら眼科医院	みふね眼科	
	開 設 者		平成 2 5 年 5 月 1 日
	医療法人社団野村医院	医療法人社団 あおば	

広 告

熊本県公告第 3 7 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 7 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字中原 2 9 6 2 番 1 及び同 2 9 6 3 番 1 3, 7 3 1. 5 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 4 番 8 号
大宮化成株式会社

熊本県公告第 3 7 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南受1042番1、同1044番4、同1056番1、同1057番4、同1066番3、同1067番3及び水路の一部
4,530.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区花立一丁目3番15号
株式会社 土田不動産

熊本県公告第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（区画整理事業出来形確認測量）	平成25年7月10日から 平成26年2月28日まで	熊本市西区春日六丁目 ほか地内

熊本県公告第377号

建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定により、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から30日以内に申出がないときは、建設業法第29条の2の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) TOOL
熊本市中央区新屋敷三丁目2番21号
代表者 山口 徹
熊本県知事許可（特-20）第16652号
 - (2) SRプランニング株式会社
熊本市中央区練兵町41 永山ビル201
代表取締役 小原 雄一
熊本県知事許可（般-21）第16885号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字浦田3023番3の一部
377.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区池亀町19番62号 ビレッジ池亀103号
洲野 光宏

熊本県公告第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字島田字本開188番1
359.81平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇郡南阿蘇村大字両併2327番地
森下 賢士

熊本県公告第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字西原868番1及び同869番1
1,683.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎字西原869番1
社会福祉法人 ゆたか福祉会

熊本県公告第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1051番1
321.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡御船町大字小坂1278番地1
池川 勉

熊本県公告第382号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	九番地区	平成20年9月22日	平成25年3月26日	熊本県

熊本県公告第383号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 落札に係る工事名及び調達物品の名称及び数量
漁業取締船建造工事
漁業取締船 1隻
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農林水産部水産局水産振興課漁業調整班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年4月23日
- 4 落札者の名称及び住所
ジャパンマリンユナイテッド株式会社
東京都港区芝五丁目36番7号
- 5 落札金額
1,194,900,000円
（うち消費税及び地方消費税の額56,900,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年3月12日

熊本県公告第 3 8 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 5 年 7 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字小池 8 2 1 番 1 9
3 1 2 . 8 4 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区東町四丁目 7 番 1 - 1 0 5 号東町社宅
山家 幹也

熊本県公告第 3 8 5 号

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 3 0 条の規定により、平成 2 5 年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成 2 5 年 7 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科）を実施する職種
和裁科

(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木荷役科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 試験の科目

(1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科）を行う職種及び試験の科目

免許職種	学科試験の科目
和裁科	ア 関連学科 (ア) 系基礎学科 a 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） b 縫製法（縫製法、縫製用材料） c 安全衛生法（安全管理、衛生管理） (イ) 専攻学科 a 和裁法（縫製工程、和服の種類、裁縫法） b 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）

(2) 学科試験（指導方法）を行う職種及び試験の科目

免許職種	学科試験の科目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

- 3 試験を受けることができる者
- (1) 試験職種（1の(1)）に係る試験を受けることができる者
2級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者を対象とする。
- (2) 試験職種（1の(2)）に係る試験を受けることができる者
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。

- 4 試験の一部免除
- (1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 （当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 （フォークリフト科、建築物衛生管

	理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和 48 年通商産業省令第 71 号）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則（昭和 29 年通商産業省令第 52 号）による航空機国家試験合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（昭和 40 年通商産業省令第 51 号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）による熱管理士の免状を有する者	学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）による第一級総合無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 2 号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	臨床検査技師等に関する法律（昭和 3 3 年法律第 7 6 号）による臨床検査技師の免許を有する者	学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和 2 3 年法律第 1 0 3 号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和 2 6 年法律第 2 3 7 号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	商工会議所法（昭和 2 8 年法律第 1 4 3 号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあつては、職業能力開発促進法施行規則別表第 1 1 の 3 に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第 1 1 の 3 に掲げる免除の範囲

- 5 試験を受けることができない者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者
- 6 試験の日時及び場所
平成 2 5 年 9 月 1 3 日（金）午前 1 0 時 4 5 分から
熊本県庁（本館 1 0 1 会議室）
- 7 受験手続
 - (1) 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身の写真で、横 3 0 ミリメートル、縦 4 0 ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
 - (2) 申請書類の受付期間及び提出先
平成 2 5 年 7 月 2 9 日（月）から同年 8 月 1 6 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）
熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
 - (3) 受験手数料
受験手数料（学科試験手数料）は、3, 1 0 0 円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。
 - (4) 受験票
受験申請書を受け付けたときは、申請者あてに後日、受験票を送付する。
- 8 合格発表
平成 2 5 年 9 月 2 7 日（金）に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。
- 9 その他
 - (1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課において交付する。
なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、1 4 0 円切手を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材

- 育成課に請求すること。
- (2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。
- なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。
- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
- 熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2344 (直通)

登載依頼**熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号**

平成25年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。
平成25年7月2日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 開催日時
平成25年7月16日(火)
午後1時から(3時間程度)
- 開催場所
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 議題
・平成24年度財務諸表承認について
・平成24年度業務実績に係るヒアリング
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問い合わせ先
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県企業局公告第5号

第7回荒瀬ダム撤去地域対策協議会を次のとおり開催する。
平成25年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時
平成25年7月5日(金)
午前10時から正午まで
- 開催場所
八代市坂本町坂本4228-12
八代市坂本支所2階 会議室
- 議題
(1) 荒瀬ダム撤去工事概要について
(2) 地域課題への取組状況等について
- 傍聴の定員
20人
- 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会(以下「協議会」という。)の傍聴を希望する者は、協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 問い合わせ先
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室
電話番号096-333-2600

熊本県選挙管理委員会告示第17号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等、同法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定に基づき行う在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は次のとおりである。

平成25年7月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

1 選挙人名簿の登録基準日等

- (1) 被登録資格の
決定の基準日 平成25年7月3日
(ただし、年齢については平成25年7月21日)
- (2) 登録日 平成25年7月3日
- (3) 縦覧期間 平成25年7月4日
(午前8時30分から午後5時まで)

2 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間

平成25年7月4日
(午前8時30分から午後5時まで)